

令和3年度 第4回

古賀市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和4年1月17日

【議事】

- 国民健康保険事業費納付金の本算定結果に基づく国保税の検討について
- 今後の国保税のあり方について
- その他

1. 古賀市の納付金額の本算定結果（一般分）

(1) 県に収める納付金額

	納付金
医療分	1,080,780,400円
後期高齢者支援金分	324,013,798円
介護納付金分	103,674,834円
合計	1,508,469,032円

(2) 1人当たりの納付金額

平成28年度納付金相当額（決算ベース）	119,369円
令和4年度納付金額	136,365円

【参考】

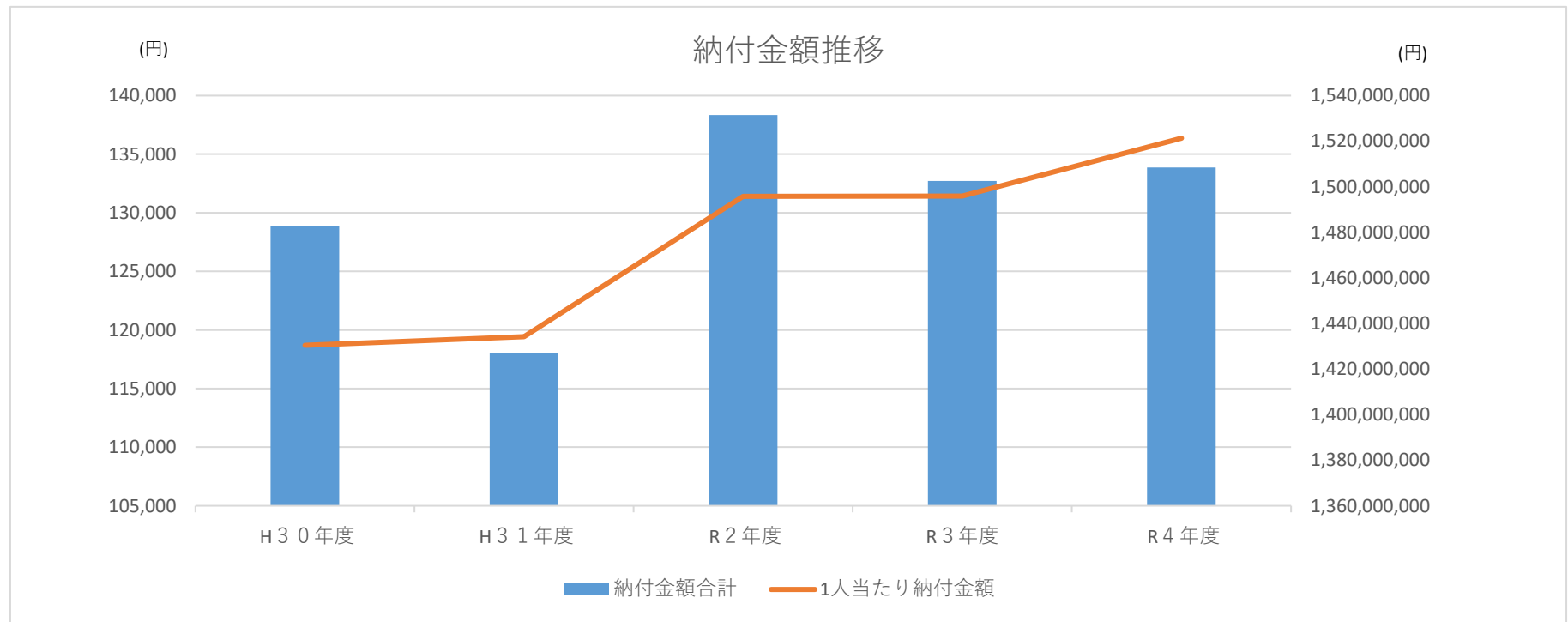
		標準保険料率	現行
医療分	所得割率	7.68%	8.40%
	均等割額	27,865円	23,400円
	平等割額	28,368円	23,500円
支援分	所得割率	2.55%	2.90%
	均等割額	8,993円	8,400円
	平等割額	9,155円	8,500円
介護分	所得割率	2.30%	2.40%
	均等割額	10,375円	13,200円
	平等割額	8,092円	—

※1人当たりの納付金額は、市町村の保険料（税）収入には関係なく、国保運営に必要な金額を基に算出したもの。

(3) 納付金額の推移

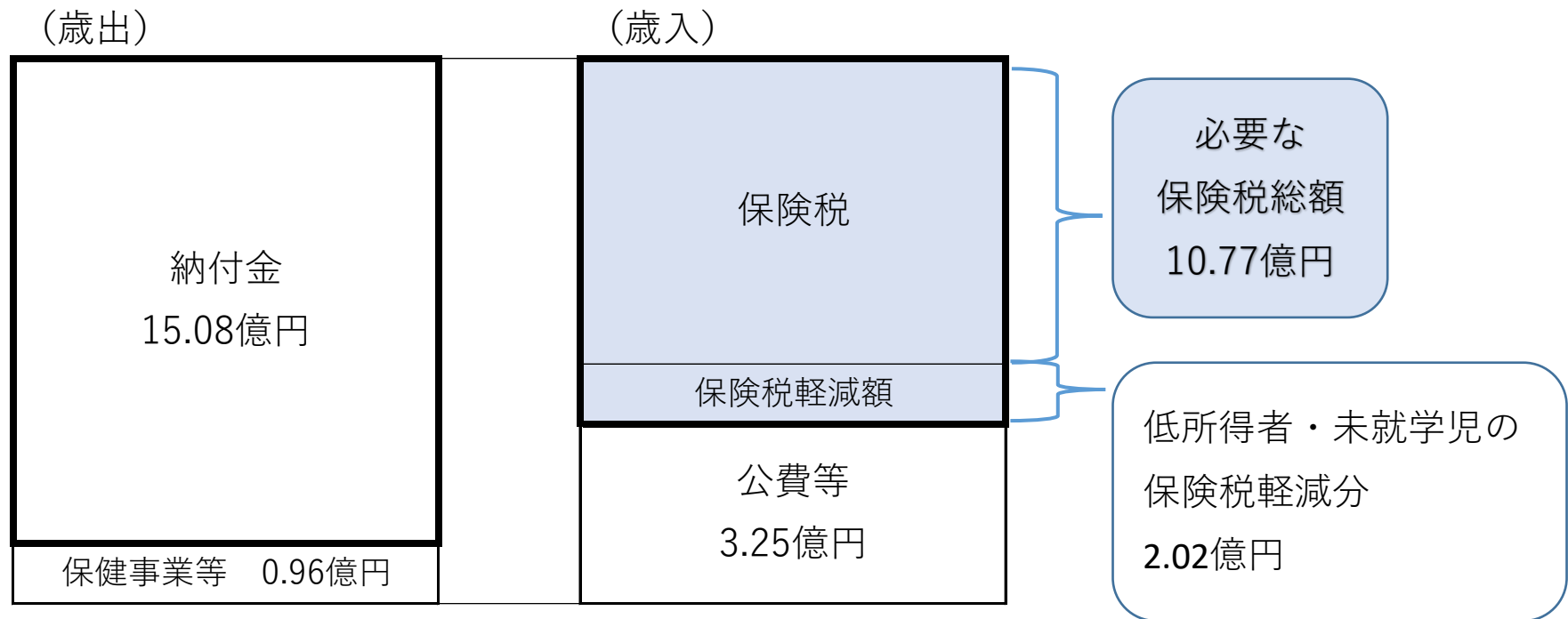
(円)

	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
納付金額（合計）	1,482,784,989	1,427,257,337	1,531,452,973	1,502,528,842	1,508,469,032
納付金額（一人当たり）	118,694	119,426	131,399	131,432	136,365



2. 必要な保険税総額

(1) 納付金と保険税総額の関係



※本算定結果から国民健康保険特別会計で納付金と保険税にかかる部分を抜粋したイメージ図

(金額は本算定結果に基づき試算したもの)

必要な保険税総額は10.77億円のところ、現行の保険税率で試算すると、**10.09億円の歳入を見込む。**

⇒ **約7千万円の収不足**

3. 保険料水準の均一化について

(1) 地域の実情に応じた保険料水準の均一化

○福岡県国民健康保険運営方針より一部抜粋

国保制度改革の更なる深化を図るため、引き続き市町村の医療費水準の平準化等を図りながら、保険料水準の均一化を目指すこととする。

保険料水準の均一化については、医療費水準の平準化以外にも多くの課題があることから、次の二段階で解決にあたっての検討等を行う。

① 制度改革定着期間（令和5年度まで）

運営方針に掲げる諸施策を実行し、その定着を図るとともに、保険料水準の均一化に向けた諸課題について、県と市町村で協議し、一定の方向性を示すことを目指す。

② 県内均一化移行期間（令和6年度以降）

制度改革定着期間における協議を踏まえ、保険料水準の均一化に向けた取組を進めることとし、協議が整わなかった課題については、継続して協議する。

(2) 標準的な保険税算定方式☒

○福岡県国民健康保険運営方針より一部抜粋

市町村標準保険料率の算定方式

- ・医療分、後期分、介護分の全てにおいて3方式（所得割・均等割・平等割）とする。

市町村標準保険料率の算定に必要な納付金の算定

- ・令和6年度納付金算定から、医療費水準の格差の反映の程度を減少させる。
- ・医療分、後期分、介護分の全てにおいて3方式とする。（古賀市は介護分のみ2方式）
- ・応益分：応能分 = 1：国が示す本県の所得係数 β とする。（55：45）
- ・応益分は、均等割：平等割 = 6：4とする。

4. 令和4年度の保険税率の検討

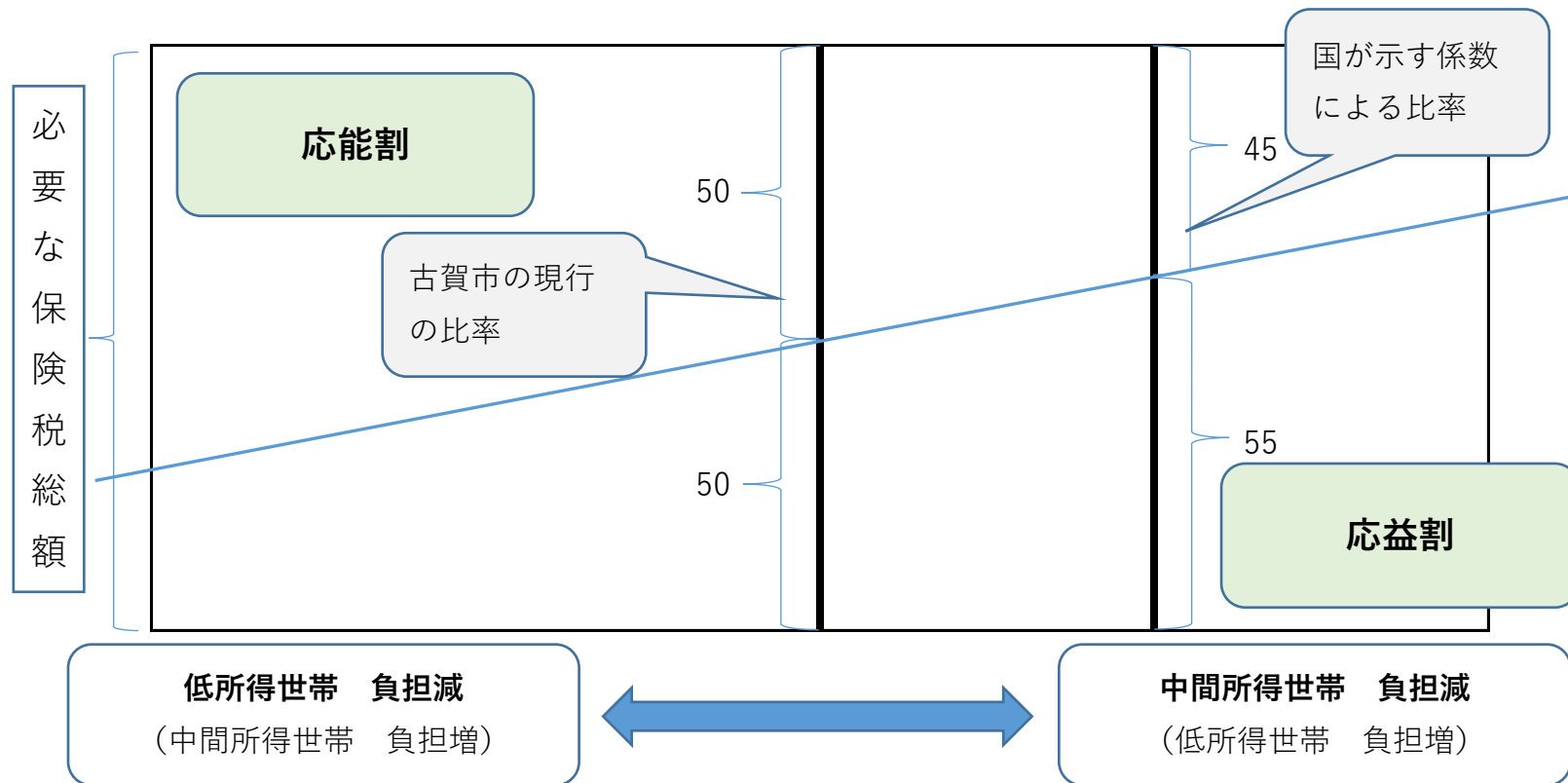
(1) 保険税率改定案

不足する税収を補うため、令和4年度の想定被保険者数・世帯数及び所得水準を基に、令和4年度以降の均等割額・平等割額を以下のとおり検討する。

なお令和4年1月1日現在において、財政調整基金は約3.8億円の取り崩しが可能。

		①現行	②税収1%増	③税収2%増	④税収3%増	⑤税収5%増
医療分	所得割率	8.40%	8.40%	8.40%	8.40%	8.40%
	均等割額	23,400円	23,200円	23,800円	24,500円	25,600円
	平等割額	23,500円	25,700円	26,200円	26,600円	28,100円
支援分	所得割率	2.90%	2.90%	2.90%	2.90%	2.90%
	均等割額	8,400円	8,400円	8,600円	8,800円	9,200円
	平等割額	8,500円	9,200円	9,400円	9,600円	10,100円
介護分	所得割率	2.40%	2.40%	2.40%	2.40%	2.40%
	均等割額	13,200円	13,300円	13,600円	13,900円	14,300円
	平等割額					
応益割：応能割		48.6：51.4	49.6：50.4	49.9：50.1	50.5：49.5	51.7：48.3
不足額（億円）		0.7	0.6	0.5	0.4	0.2

(2) 賦課割合（応能割・応益割）の考え方



5. 今後の国保税のあり方について（平成29年度 運営協議会答申内容を踏まえて）

（1）令和4年度以降の国保税改定について

特段の事情がない限り、原則3年ごとに改定する。

（2）賦課割合（応能割と応益割の比率）について

今後の国保税改定時に国が示す係数による比率（応能割：応益割＝45：55）へ徐々に近づけていく。

（3）介護分の2方式・3方式について

当分の間、2方式とし、今後の国、県、他自治体の動向を見て再検討する。